

## 標茶町スポーツ推進委員設置規則

昭和 38 年2月1日教育委員会規則第1号

標茶町スポーツ推進委員に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)第 32 条第2項の規定に基づくスポーツ推進委員の職務その他スポーツ推進委員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

**第2条** スポーツ推進委員は、住民のスポーツの振興に関し、その分担する地域又は事項について次の職務を行う。

- (1) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事に関し求めに応じ協力すること。
- (5) 住民一般に対しスポーツについての理解を深めること。
- (6) スポーツ推進のため事業の実施に係る連絡調整をすること。
- (7) 前各号に掲げるものの外、住民のスポーツ振興のための指導、助言を行うこと。

2 前項の規定により、スポーツ推進委員が分担する地域又は事項は、教育長が定める。

(定数)

**第3条** スポーツ推進委員の定数は、30 名以内とする。

(委嘱及び任期)

**第4条** スポーツ推進委員は、社会的信望があり、スポーツに対し深い関心と理解をもち、及び職務を行うのに必要な熱意と能力をもつ者の中から教育委員会が委嘱する。

2 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、前項の期間中においてもスポーツ推進委員の委嘱を解くことができる。

4 スポーツ推進委員は、再任されることができる。

(服務)

**第5条** スポーツ推進委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 スポーツ推進委員は、その職務を遂行するにあたって、法令、条例並びに教育委員会の定める規則及び規定に従わなければならない。

3 スポーツ推進委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

**第6条** スポーツ推進委員は、常にその職務を行う上に、必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(委任)

**第7条** この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の標茶町体育指導委員設置規則第4条第1項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後の標茶町スポーツ推進委員に関する規則(以下「新規則」という。)第4条第1項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。この場合において、スポーツ推進委員の任期は、新規則第4条第2項の規定にかかわらず、体育指導委員の残任期間とする。

**附 則**(昭和 40 年8月 19 日教委規則第2号)

この規則は、昭和 40 年9月 1 日から施行する。

**附 則**(昭和 45 年5月 27 日教委規則第1号)

この規則は、昭和 45 年5月 16 日から適用する。

**附 則**(昭和 53 年6月 1 日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成 12 年2月 17 日教委規則第3号)

この規則は、平成 12 年4月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 18 年3月 27 日教委規則第1号)

この規則は、平成 18 年4月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 23 年3月 9 日教委規則第1号)

この規則は、平成 23 年 3 月 9 日から施行する。